

令和2年9月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日(金) 13:30~14:25

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(19名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 菊島 博文
3番 横内 知恵美
4番 保坂 耕
5番 小澤 和茂
6番 保阪 幸彦
7番 上野 公
8番 古屋 一光
9番 河西 孝雄
10番 佐藤 安茂
11番 小澤 辰雄
12番 小田切 悦男
13番 久保田 豊一
14番 矢崎 良夫
15番 野田 源一郎
16番 小澤 洋行
17番 堀川 茂憲
18番 浅川 節子
19番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

20番 向山 清彦
21番 石川 豊
22番 横森 隆次(欠席)
23番 横森 孝徳
24番 小泉 泰夫
25番 田中 武久
26番 石合 榮之
27番 山本 弘行
28番 加賀爪 悦夫
29番 駒井 正一
30番 笹本 勝造
31番 切刀 茂樹
32番 土橋 明
33番 堀川 喜美雄

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	3件
議案第4号	農地法第3条買受適格者証明について	2件
議案第5号	農地法第5条買受適格者証明について	3件
議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	5件
議案第7号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	1件
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和2年9月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、6番 保阪幸彦委員、7番 上野公委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	5件	16,875 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	462 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	3件	1,308 m ²
議案第4号	農地法第3条買受適格者証明について	2件	370 m ²
議案第5号	農地法第5条買受適格者証明について	3件	9,098 m ²
議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について	5件	7,090 m ²
議案第7号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の承認について	1件	2,240 m ²
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	1件	7,918 m ²
合計		21件	45,361 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、9月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が対応いたしました。また、8月25日、第2回農業委員会研修会を行い、委員に出席いただきました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。

本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。

申請番号4番について、委員に関する案件でありますので、議案第1号が終了するまで、退席をお願いします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）親子間の贈与による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）親子間の贈与による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集4ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：笹本委員

(委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。

本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同

居の親族その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。

申請番号3番について、委員に関する案件でありますので、議案第3号が終了するまで、退席をお願いします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の5ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條殿田、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田東河原、貸家住宅建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：上野委員

申請番号2番：久保田委員

申請番号3番：浅川委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地法第3条買受適格者証明について」及び議案第5号「農地法第5条買受適格者証明について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。買受適格者証明については3条が2件、5条が3件となっております。申請所在地が同一の为一括にて説明します。

【議案第4号】

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、経営拡張（野菜栽培）のための競売申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、経営拡張（イチジク栽培）のための競売申請であります。

【議案第5号】

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培のための競売申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培のための競売申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石高砂、シイタケ栽培施設及びおがくず置場のための競売申請であります。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「農地法第3条買受適格者証明について」及び議案第5号「農地法第5条買受適格者証明について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号及び議案第5号について、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：2年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：5年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：5年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、作物：水稻、期間：10年、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第7号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の11ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稲、期間：10年2ヶ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第7号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」1件、議案集は12ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割起シ他、相続による所有権移転の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

土橋副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和2年9月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職・氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織